

令和4年度 第2回 新潟市犯罪被害者等支援推進会議 会議録

日時: 令和4年11月29日(火)

午後3時から午後4時30分

場所: 新潟市役所 本館3階 対策室3

発言者	発言内容
事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)	<p>ご案内の時刻となりましたので、ただ今から令和4年度「第2回新潟市犯罪被害者等支援推進会議」を開催いたします。</p> <p>本日の全体の進行を務めます、市民生活課安心・安全推進室長の大森と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>開会にあたりまして、市民生活部長の鈴木から一言ご挨拶申し上げます。</p>
事務局 (鈴木市民生活部長)	<p>改めまして、市民生活部長の鈴木です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日も多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。先ほど諮問書をお渡しさせていただいた通り、この条例に基づきまして、計画を皆さまからご意見をいただきながら、策定する作業に入っております。</p> <p>9月開催の第1回会議にて、皆さまから忌憚のないご意見をいただきました。事務局では第1回会議後、委員の皆さまからいただいたご意見を参考とし、推進計画の素案の準備を進めて参りました。</p> <p>本日はその素案をご提示させていただきまして、改めてご意見をいただき、ご意見を反映した計画案により、この12月19日から1月20日までの約1か月間ですが、パブリックコメントを行う予定です。</p> <p>その後成案に向けて最終的に、また皆さまのご意見をいただきまして、計画ができあがるというスケジュールですので、よろしくお願いいたします。</p> <p>その3回の会議の中でも、本日は肝になる会かと思っております。</p> <p>改めまして、忌憚のないご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、11月が県の「被害者の支援を考える月間」であることから、先ほど司会のほうからも紹介がありましたけども、リーフレットを制作いたしました。</p>

	<p>また、SNS による広告、パネル展の実施、条例の制定周知、犯罪被害者等支援総合窓口の周知に努めてまいりました。会議の中で改めて取り組み状況について説明をさせていただきます。</p> <p>最後になりますけれども、犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる新潟市の実現に向けまして、事務局も精いっぱい頑張っておりますので、今後とも皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは本日はよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)	<p>それでは議題に移ります前に、誠に恐縮ではありますが、先回、第 1 回会議にてご欠席をされていましたが、当推進会議会長の丹羽先生から一言、ご挨拶のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>皆さま、こんにちは。丹羽と申します。先回 1 回の会議では思いがけず、家族が新型コロナウイルスにかかってしまい、濃厚接触者となってしまい、急遽欠席となってしまいました大変申し訳ありませんでした。</p> <p>本日の会議ですが、条例が出来た後の計画を定めるということで、いわば条例にいかにして「魂を吹き込むか」ということが問われる大事な話し合いの場になろうかと思えます。</p> <p>ぜひ皆さま方から有益なご意見等頂戴しまして、条例の推進に向けて 1 歩でも 2 歩でも良いものができますよう、ご協力をたまわりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)	<p>丹羽会長、大変ありがとうございました。</p> <p>引き続き、議事に移りたいと思いますが、当協議会は「新潟市附属機関等に関する指針」により、公開することとしています。</p> <p>また、会議録を公開する関係から議事内容を録音させていただきます。そのことについても、あらかじめご了承願います。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。今ほどお話がありましたとおり、本日の会議はこの計画を策定するうえで、大変重要な会であります。ぜひ、活発なご意見をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは会長より議事の進行をお願いします。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>では、改めまして会長の丹羽です。本日の議事進行・議長の役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、ここから先は次第に従いまして議事を進行してまいります。</p> <p>なお本日は 1 時間半ほどの会議を予定しているということですので、円滑な議事進行についてもご協力よろしくお願い申し上げます。</p>

	<p>それでは始めに次第の 3 にあります議事の「仮称 新潟市犯罪被害者等支援推進計画の素案について」ですが、まず、事務局から説明をお願いします。よろしくお願いします。</p>
<p>事務局 (市民生活課山内主事)</p>	<p>市民生活課安心・安全推進室の山内です。まずはお忙しいところ、事前に送付いたしました「仮称 新潟市犯罪被害者等支援推進計画素案」につきまして、ご意見をご検討いただき、大変ありがとうございます。</p> <p>後ほどお時間を設けて、計画の素案について皆さまからご意見をいただきたいと考えておりますが、皆さまからご意見を伺う前に私のほうから、表記の素案について概要および策定のスケジュールについて改めてご説明をさせていただきます。着座にてご説明させていただきます。</p> <p>事前に送付いたしました資料 1「仮称 新潟市犯罪被害者等支援推進計画の素案」、および資料 2「新潟市における犯罪被害者等支援施策一覧」をお手元にご準備願います。</p> <p>まず、資料 1 になりますが、計画の素案になります。事務局では 9 月 28 日に開催した第 1 回会議実施後、委員の皆さまよりいただいたご意見を参考に推進計画の素案を作成、被害者等支援に関わる、各施策の担当所属への確認を行い、本資料、計画素案を作成いたしました。</p> <p>作成にあたり、平成 24 年より計画を実施している秋田市を参考に計画構成の検討、および、本市における犯罪被害者等支援施策の計画への落とし込みを行いました。</p> <p>また、各施策の庁内の担当所属への計画素案の確認を行った際に第 1 回の推進会議でも、この A3 の資料を皆さまにもご確認いただきましたので、こちらについて情報の更新を行いました。</p> <p>今回説明については省略させていただきますが、各支援施策について、素案への反映状況についても記載をさせていただいておりますので、参考程度にご確認いただければと思います。</p> <p>それでは続きまして、計画素案の概要について資料 3 を基にご説明いたします。資料 3「仮称 新潟市犯罪被害者等支援推進計画素案の概要」をお手元にご用意ください。</p> <p>また、資料 1 の素案での該当ページにも触れながら進めてまいります。</p> <p>まず、第 1、「計画策定について」になります。資料 1 素案では 1 ページ目になります。ここでは計画策定の趣旨および計画の位置づけについて明記しております。</p>

次に第2、「犯罪被害等の現状」についてです。

資料1素案では2から4ページ目になります。ここではデータにより、刑法犯認知件数や、相談状況および、犯罪被害者等がおかれる状況について整理しております。

前回の推進会議にて大花委員よりご意見のありました、性暴力被害者支援センターにいがたへの相談件数の掲載というところについて、支援センターさまよりデータを提供していただきまして、素案に盛り込ませていただきました。

次に第3「計画の基本的な考え方」になります。

資料1素案では5から7ページ目になります。ここでは計画における方針、犯罪被害者等支援における支援体制および、重点課題について明記しております。

次にページ1枚めぐりまして、第4「具体的な取組み」になります。

資料1素案では8から17ページ目になります。ここでは現在本市で行われております、犯罪被害者等支援施策について、条例第3章、基本的施策第13条から23条の条文ごとに整理をしております。

第4のポイントといたしましては、素案も少しご確認いただければと思いますが、10ページ目に「心身に受けた被害および影響からの回復」の、「障がいのある方への手当の支給」という点ですが、類いの施策については、このようにひとまとめとさせていただき、ア)・イ)・ウ)ということで、メニューのような形にさせていただきまして、計画を見やすく編集させていただきました。

最後に第5、「進行管理」になります。資料1素案では18ページ目になります。ここでは計画の進行管理に関する手法等について明記しております。

19ページ目以降は資料編となりますが、計画に関する例規について記載を行いました。

計画の素案の概要について説明は以上になります。

続きまして資料4になりますが、資料4計画の策定スケジュールをご確認下さい。

上から9月28日、先日、開催しました第1回の推進会議におきまして、計画策定に向けて皆さまと意見を交換させていただいたあと、10月から11月にかけて事務局にて計画素案の作成を進めました。

そして先日、計画素案を皆さまに送付させていただきまして、事

	<p>前にご確認をいただいたうえ、本日の第 2 回推進会議にお越しいただきましたので、これより皆さまから意見交換をしていただきたいと思います。</p> <p>今後といたしましては12月の市議会、市民厚生常任委員協議会において、計画の策定について報告を行う予定になっておりますが、それを行ったのち、12月19日から来年1月の20日、1か月間で、パブリックコメントを実施しまして、市民の皆さまから広く意見をいただく予定としております。</p> <p>パブリックコメントにかける計画の案につきましては、今回の意見をいただきましてまた修正を加えさせていただきますが、そちらの案をパブリックコメントの実施前に委員の皆さまに参考送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>パブリックコメントを1月20日まで行いまして、その意見を踏まえ、計画案に修正を加えたのち、現時点で2月15日に第3回の推進会議を予定させていただいておりますが、第3回会議にて委員の皆さまに最終案をお示しし、最終的な検討を行ったあと、来年度から計画を開始してまいります。</p> <p>表記の計画素案について概要および策定のスケジュールについての説明は以上となります。</p> <p>計画素案について皆さまから忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>ありがとうございました。では、ただ今ご説明いただきましたところまでで何かご質問やご意見等ございましたらご発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>ひとまずご意見等がありませんようなので、また何かお気づきの点などありましたら会議の終わりまでにご発言いただきたいと思います。</p> <p>それでは事務局より先ほどもご説明いただきましたけれども、資料の1の計画の素案についてこれから具体的に議論をしてまいりたいと存じます。</p> <p>先ほど、事務局よりご説明いただきましたけれども、この会議にて出させていただきましたご意見を反映して、その反映された計画をもって12月19日からパブリックコメントを実施するというものですので、ご留意いただければ幸いです。</p> <p>では、皆さま方にご意見を頂戴するために資料の5「意見用紙」にご記入いただきましたものを基に、項目ごとに議論を進めていければと存じます。</p>

	<p>最初に本文に入ります前に私からなのですけれども、事務局の皆さま、また関係各部署の皆さまにおかれましては、この短期間で条例の内容を具体化するための計画を本当に立派なものを素案としてお作りいただきまして、大変なご苦勞もされたことと存じますけれども、改めまして厚く御礼申し上げたいと存じます。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、項目ごとに進めたいと存じますが、資料 1 の計画素案の表紙をめくっていただきますと目次がございまして、その次に第 1、「計画の策定について」という項目がございまして、</p> <p>まずこの第 1 についてご意見のある方はご発言いただければと思いますがいかがでございましょうか。</p>
中曽根委員	<p>本日の会議前に資料 5 の様式にてメールで意見など出しているのですが、その意見以外のことということでもよろしいのでしょうか。それともその意見を含めてお伝えしてもよろしいのでしょうか。</p>
事務局 (市民生活課山内主事)	<p>失礼いたしました。中曽根さんよりメールにてご意見をいただいておりますが、そちらの用紙でお書きいただいたことをご発言いただければと思います。</p>
中曽根委員	<p>まず、8 ページの(1)の犯罪被害者等支援総合窓口の設置というところにつきまして、市民生活課安心・安全推進室にあると記載をされておりますけれども、本庁のほかにも各区にも支援総合窓口というものがあるのかどうかということをお聞きしたいということと、もし、あるのであれば、その旨を記載されることもいいと思いますし、もし「ない」ということであれば、各区でもやはり均一な支援が受けられるとありがたいというふうに考えておりますので、そのあたりのことはどのようになっているのかということをお聞きしたいことが 1 点です。</p>
事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)	<p>ありがとうございます。本日進め方として項目ごとに進めたいと存じますので申し訳ございません。まず第 1 の項目からご意見をいただければと思います。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>今ご発言いただいた点はもしかしたら 8 ページあたりでしょうか。</p>
事務局 (大森市民生活課安心・安全推)	<p>8 ページになっておりますので、また後ほどその辺りも踏まえてご発言いただきまして、まずは第 1 の項目からお願いいたします。</p>

進室長)	
議長 (丹羽会長)	1 ページ目ですね。
事務局 (大森市民生活 課安心・安全推 進室長)	「計画策定について」というところからお願いしたいと思いま す。事務局からの説明が分かりづらく、大変申し訳ありません。
議長 (丹羽会長)	申し訳ありません。それでは 1 ページの第 1、「計画策定につい て」というこの項目に限ってご意見頂戴したいと思います。
議長 (丹羽会長)	この部分はいかがでしょうか。 それでは私の方から発言させていただきたいと思えます。私は責 任者でもあるということもありまして、たくさん書いてきてしまっ たのですけれども、1 つだけ、もしお願いできればという程度で結 構なのですけども、この 1 ページの素案の最終行、「計画の期間」 として 5 か年計画であるということがうたわれておりますが、条例 の 8 条の 4 項には、計画期間内であっても、計画の見直しが行われ る可能性がある」と記載されています。例えば国のほうの法律であり ます基本法、基本計画とか基本法の改正ですとか、そういったもの が変わったりということがあれば計画の見直しがあるということだ るので、何かそれにふさわしい文言を記載した方が良いのではない かと思えます。 具体的な文言につきましては、色々な自治体の例があるのですけ ども、計画期間内であっても国の施策の展開や、犯罪被害者のニー ズ、あるいは犯罪被害者等、取り巻く状況の変化などに応じて必要 な見直しを行いつつ支援を行っていきます等と、そういった書きぶ りになるかと思えます。 詳しくはあとで文章化されたものを提出いたします。
事務局 (大森市民生活 課安心・安全推 進室長)	ありがとうございました。今の部分ですが、最終ページ第 5 の進 行管理の 2 にて、計画の見直しということで、「計画期間中におい ても必要に応じて計画の見直しを行います。」と、分けて記載して いたのですが、こちらにも記載したほうがよろしいでしょうか。
議長 (丹羽会長)	そうですね、どちらでもいいかもしれません。
事務局 (大森市民生活 課安心・安全推 進室長)	計画内に随時必要に応じて見直しができるのだということが明記さ れていればよろしいかということでしょうか。ありがとうございます。

進室長)	
議長 (丹羽会長)	<p>他いかがでしょうか。</p> <p>では、1 ページ目の、この基本的なところはよろしいということで、先に進めさせていただきたいと存じます。</p> <p>第2、2ページ目からですけれども、犯罪被害等の状況について、こちらについてご意見等いかがでしょうか。</p>
井口委員	<p>3 ページに「性暴力被害者支援センターにいがた」の相談件数をうたっておりますので、性暴力被害のみの統計では、全体の相談傾向がつかめないと思いますので、性暴力だけではなく、ほかの相談件数もひっくるめて、できれば、性暴力の関係はかっこ書き等で、全体の把握件数を表したらいかがかと感じております。以上です。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>ありがとうございます。他いかがでしょう。</p>
大花委員	<p>井口委員と同じところですが、私は前回の会議で性暴力被害者支援センターの相談件数を載せたほうが良いと申し上げた時の趣旨としては、これはあくまで刑法犯認知件数が最初に出てきていて、ただ認知件数だけが犯罪の実数というのは、やはり反映していると思えないので、それ以外の部分について、その相談件数等を載せれば、その暗数の部分についても少しは実態が見えやすいのではないかと思います、その件数を載せたらいいのではないかと考えました。</p> <p>ですので、井口委員言われたような表記もしたうえで、刑法犯認知件数だけでは測れないその暗数、そこには表れない犯罪というものもあって、それについても適切な支援が必要だというふうなことを言うためにも、暗数の部分も載せたほうがいいのではないかと考えます。以上です。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>ありがとうございました。他いかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>今の性暴力と絡むのですが、3 ページの上から 5 行目のところに性暴力被害について相談支援にあたるというふうになっているのですが、性暴力だけではなくて、性犯罪・性暴力という表現のほうが良いと思います。</p> <p>ワンストップの支援センターは性犯罪・性暴力の被害のためのワンストップセンターという役割になっていますので、表現を改めたほうが良いと思いました。以上です。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>これは制度のほうの公式名称はどうなっていましたか。</p>

井口委員	性犯罪の県庁との契約ではそういう表記となっています。
議長 (丹羽会長)	ありがとうございます。他いかがでしょうか。
小林委員	2 ページ目の 1 行目に「平成 15 年をピークに」と書いてあるのですが、ピークが何件なのかが分からないと思いました。
議長 (丹羽会長)	<p>ありがとうございます。今ほどご意見いただきました点は私も気が付きまして、同じく 2 ページ目の 2 行目から 4 行目の説明でも、平成 15 年の県の認知件数ですかね、41 市における刑法犯、県全体の刑法犯全認知件数に対する本市の、新潟市の占める割合ということで、比較のスタート地点が平成 15 年になっていて、ただ、図 1 のグラフでは平成 24 年から始まっていたので、例えば 2 年おきとか 3 年おきに間引きして飛ばしても良いので、グラフの始まりを平成 15 年なり、もうちょっと前なりにしておくといいのかと思いました。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>今の部分に関連しているところなのですが、新潟市は平成 17 年に大きな合併があって、合併以前の平成 15 年の認知件数と現在の認知件数の県全体の割合について比較することは困難なので、県警の意見としては、図 1 に合わせて、平成 24 年からの 10 年間の推移を説明する内容がいいのかと思いました。</p> <p>あと、併せて、図 1・図 2・図 3・図 4 と図があるので、本文の中にどの文章のどの部分にこの図 1 があたるとか、図 2 があたるとかというものを書き加えられると読んでいくほうが分かりやすいのかと思いました。以上です。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>ありがとうございます。図 1 については確かに合併以前で市の規模が変わっていますから、比較ができないということであれば、本文の説明のほうを図に合わせるといほうがよろしいのかもしれません。ただ、そうするとニュアンスとしては危機感が若干変わってきますでしょうか。</p> <p>ご存知のとおり、刑法犯の認知件数が全国的に右肩下がりで減ってはいますが、そうは言っても、本市の占める割合は大きいということが伝わればいいのかと思いました。</p> <p>他いかがでしょう。</p> <p>では、私から発言させていただきますが、これは念のため質問させていただきたいと思ったのですが、2 ページの図の 1 の上に米印で説明書きがありまして、刑法犯の認知件数について、私が専門な</p>

	<p>ものでこだわってしまって申し訳ないのですが、刑事法学の分野では、刑法犯といいますと、犯罪白書等の定義に従うのが一般的でして、そこでは犯罪白書等では刑法犯といいますと、刑法のみならず、爆発物取締罰則ですとか、暴力行為等処罰法ですとか、盗犯等防止法とか主要な特別法ももちろん入っているということなのですが、この 2 ページの図の 1 の上の定義では、道路交通法やその他の法律に規定された罪は含まれていないということなのですが、これは統計の取り方がもしかしたら違うのでしょうか。それともどうなのでしょうか。</p>
<p>事務局 (市民生活課山内主事)</p>	<p>後ほど確認させていただきます。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>ありがとうございます。それからこの認知件数につきまして、同じところなのですが、警察において被害届・告訴・告発等受理した件数、受理件数になっているのですが、ここは高橋委員にお聞きしたほうがよろしいのかもしれませんが、事件化されない場合区別がつかないのでしょうか。</p> <p>すなわち、警察が事件として扱わない場合は認知件数に含まれないのかとも思ったのですが、どうなのでしょうか。届けが出れば含まれるのでしょうか。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>すみません。専門的な分野でないためお答えしかねます。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>その点も大きく確認なのですが、内部で話をしている中では届け出をしていただいたものはカウントで、事件化については問わないというところで認識していましたが、併せて確認させていただきます。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>あとは今のところもくどくて申し訳ないですが、米印の同じところの、2 行目の道路交通法はその他の法律に「規程」されたの規程の「程」は「定める」に直していただければと思いました。</p> <p>あと、2 ページから 3 ページにつきまして、データが刑法犯とそれから、性犯罪・性暴力のデータが上がっていますが、計画の 8 ページの後ろのほうでは、児童虐待とか DV に対する相談への対応、そしてまた 11 ページから 12 ページでは DV およびストーカー行為の被害者の保護、そして、14 ページでは経済的な負担の軽減として交通遺児等の激励事業というのが挙がっておりますので、多くの自治体では計画を書く時に施策として取り上げています項目に沿ったデータをわりと盛り込んでいることが多いと思いますので、</p>

	<p>逆に今の書きぶりですと、刑法犯の総数はいいとしまして、なぜ、性犯罪・性暴力だけ特化して、ここだけ取り上げているのかと、気にもなるところでもありましたので、後々のことを考えますと、計画が改定されて、順次進行管理がなされていくに従って、計画の本文で色々うたわれている施策についての状況がどうかということを見て行くうえでも、あらかじめ状況が分かるようにデータを上げていただけるとよろしいのかと思いました。</p> <p>少し大変かもしれませんが、3 ページから 4 ページにかけて、ここは 3 ページに説明があって 4 ページをめくっていただくと図があって、なんとなく今のレイアウトのせいかもしれませんが、図があってその下が空白で寂しいような気もしますし、より具体的には、被害者等の方の受ける直接的被害や二次的被害をお示しいただいているのだと思うのですけれども、具体的にどんな困りごとやニーズがあるのかということ 키워ドでも結構ですので挙げていただくと、一般市民の方もそういった困りごとやニーズに応じてどんな支援ができるのかということが分かるかもしれませんので、そういった記載があるといいのかという気もいたしました。</p> <p>警察庁のホームページなどからでもたくさん引用はできますので、そういったものもご参考にしていただければと思います。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>3 ページ目の 2 の本文のところで、1、2、3、4、5 行目に、かっこ二次的被害というふうにあります、精神的な被害、苦痛を二次的被害というふうな表現に誤解されるのかと思いますので、かっこ書きはあえてなくて、取ってもいいのかと思いました。</p> <p>他にも二次的被害というのはいっぱいありますので、この書き方ではちょっと限定されるのではないかと思います。</p> <p>あと、4 ページ目の図のところに、被害のそれぞれ例示が小さい字で書かれていますけど、2 つか 3 つか限定的になっているので、それぞれ、「など」を付けたほうがいいのかと思います。</p> <p>捜査・裁判への対応、一番下のところは「など」が入っているので同じように「など」を付けたほうが、他の被害もあると捉えられると思います。以上です。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>ありがとうございます。他いかがでしょうか。</p> <p>ひとまずはよろしいでしょうか。では、また何かありましたら最後にもう 1 度ご指摘いただければと思います。</p> <p>では第 3、5 ページ以降ですけれども、計画の基本的な考え方ということで、ここは多岐にわたっておりますので、まず 5 ページの 1</p>

	<p>番、「基本理念・方針」の部分から行きたいと思えますけども、このあたりはいかがでしょうか。</p> <p>では、他にも含めて「支援体制」や「重点課題」も含めていかがでしょうか。</p> <p>全部で「基本理念・方針」と「支援体制」そして、7ページの「重点課題」という3つでひとまとまりをなしていますが、なにかご意見等ありますでしょうか。</p>
高橋委員	<p>様式を渡せば分かる部分はあえて発言しなくてもよろしいですか。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>議論に値するようなことでなければよろしいかと思えます。</p>
高橋委員	<p>ありがとうございます。</p>
事務局 (大森市民生活 課安心・安全推 進室長)	<p>誤植など、見て分かる部分はこちらのほうでまた修正します。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>他いかがでしょうか。</p> <p>私ばかり発言してしまい申し訳ないのですが、7ページ目の「重点課題」なのですけれども、初めての計画ということなのでどういう書き方にするか、書きぶりが難しいところですが、7ページ、3番の「重点課題」として、「市民等の理解の増進」と、それから「支援ニーズの把握及び支援施策の拡充」という2つが取り上げられていますけども、なぜ今回、この初の計画を策定するにあたってこの2つを特に強調して重点課題としたのかと、そのあたりの趣旨をご説明いただくとなお良いのかと感じました。</p> <p>初めての計画策定でもありますので、何から始めたらいいかというのはもちろん難しいことでもありますし、できることから、しかも、一番大事なところからということかもしれませんけれども、他の皆さまからもこの点、ご意見いただきたいなと思い本日参りました。</p> <p>また、「市民の理解の増進」や、「ニーズの把握」、「支援施策の拡充」というのは、それぞれ条例で関連する規定がありますけれども、関連する条文の条文番号を引用するなりすると、なお使い勝手のいいものになるのという気もいたしました。</p> <p>詳しくは意見の方針を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。</p>

	大森室長、重点課題についてご説明等ありますか。
事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)	<p>(1)・(2)ですが、今回この計画が初めて作られる計画というところで、まず焦点として「今の段階から何に取り組むべきか」というところで、まずは犯罪被害者支援ということについて、市民、また事業所の事業主の方々の理解を深めていくことがまず、第一だろうと、まずそこに注力しようという部分があります。</p> <p>そして、理解を深めるだけでは手を差し伸べることがなかなか難しいという中で、何をどのようにみんなで支え合っていくべきかというところをきちんとアナライズしていきたいというところで2番の「ニーズの把握」と「支援の拡充」、これをまずスタート地点から手を伸ばすものとして、ここを明確にしていきたいということで重点課題に挙げています。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>そういった趣旨が伝わるような、2・3行でもよろしいかと思えますので、何か記載いただくとよろしいのかと思いました。</p> <p>他に皆さま方からいかがでしょうか。</p> <p>ではここまではひとまずよろしいでしょうか。</p> <p>それでは続いて、条例の13条関係以降の具体的な施策・取り組みについてです。</p> <p>計画8ページの第4、「具体的な取組み」というところで、まず、条例に沿って、まず条例13条関係の1番、「相談及び情報の提供」に関してお諮りしたいと存じますが、このあたりはいかがでしょうか。</p>
中曽根委員	<p>先ほどは大変失礼しました。私のほうから先ほどお話ししましたけど、(1)の支援総合窓口の設置ということで、市民生活課安心・安全推進室にあるということなのですけれども、各区にはその支援総合窓口があるのかということと、もし「ない」という場合、本庁にだけ市民の皆さまがいらっしゃるというわけでないかもしれないという意味では、各区に設置するというあたりはどのようにお考えなのかということと、もしあるのであれば、その旨も記載したらどうかという点について、お聞きしたいと思います。</p>
事務局 (市民生活課山内主事)	<p>事務局からお答えします。支援総合窓口については、各区にはございませんが、市民生活課安心・安全推進室が支援総合窓口としてございますので、各区に相談がきた際、そこから安心・安全推進室に情報が集積され、均一な支援を受けられるようにするための調整と、また情報共有等という点での窓口ということで、安心・安全推進室が一元的な窓口になっているというところでございます。</p>

<p>中曽根委員</p>	<p>ワンストップサービスを実施するというふうに、文章の中にも書いてあるわけですが、平成24年から支援総合窓口ができていくということなのですが、今までの中で、例えば犯罪被害者の方が来られた場合に、その方のニーズに応じて、各課に回って対応しているというやり方なのか、あるいは、お部屋を用意していて、その方のニーズに合った各課の方たちが来て下さって説明をして下さるのか、今まで支援形態をとってこられたのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。</p>
<p>事務局 (市民生活課山内主事)</p>	<p>ケースバイケースでの対応になるかと思えます。</p> <p>先日の会議でも少し触れさせていただいたところではございますが、7月頃に相談事案がありました。対応の際に我々だけではなくて、関係すると思われた、秋葉区の健康福祉課の保健師、女性相談員に入ってもらいまして、個別の部屋で対応して、今後どう対応できるかというところを相談したケースはございます。</p> <p>ただ、今のところそこまで多く対応してきたという実績がないところもございますので、今後またそのところについては、対応のところについては、また準備をしていかなければならないと思っております。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>若干補足させて下さい。総合的対応窓口ということで、ワンストップサービスを実施する、各自治体に設置という部分の窓口は市民生活課安心・安全推進室です。</p> <p>今も申し上げたように、例えば区であったり、出先機関にご相談があった際にまず、その話がうちに来るように庁内連絡体制を取っております。</p> <p>その相談の内容についてどこまでファーストタッチで取り込めるかというところはすごく大きいところだと思うのですが、ケースバイケースなのですが、山内主事のほうから説明あった例で言うと、最初の段階で、ある程度細かいところまでお話をいただいております。</p> <p>その場合、どこでお会いしたほうがよろしいかと、お相手の意向もありまして、近場がいいということだったので、指定のあった区役所と連携を取って非常にプライバシーがとれる、守れる場所も準備してもらって、かつ、お話の内容からいくと、保健師と女性相談員の方が最初から入っていったほうが、話が早いというところで、ご本人の了解を得て同席をいただいたというケースです。</p> <p>そうでない場合、例えばまず電話でファーストタッチがあって、直接細かい、詳しいお話をうかがいます。その前は東区に伺ったこ</p>

	<p>ともあります。</p> <p>会議室をとっていただいて、そこでお話をうかがう中で必要な事項が見えてきた場合、私どもが同行して、必要な部署に行ったというケースもあります。</p> <p>ケースバイケースですし、入り方の中で、ご準備できる部分・できない部分ありますが、あらかじめであっても、その後であっても、私どもがハブになって連携できるように体制を整えております。</p>
井口委員	<p>今ほど大森室長より、各区とも連携を取っているということでお話を伺いました。</p> <p>ただ、計画の記載からは、そこまで見えてこないような気がいたしました。</p> <p>例えば、各区も連携しているということであれば、この 8 ページの(2)、ア)から 9 ページのケ)までありますけど、ア)・イ)・エ)・キ)・ク)・ケ)は区に相談しても本庁に相談しなければならないように捉えかねない。</p> <p>よって、例えば(1)の犯罪被害者の支援総合窓口の設置、4 行目のところから、「情報提供の一元化を図るとともに、庁内各部署、中ポチ、各区役所との連携」というふうに記載できればと思うのですが、ただこの「庁内各部署」に、区役所も入っているということであれば、それは必要ないかと思えます。</p> <p>分かりやすくしていただけるのであれば、例えば児童相談所はないのか、男女共同参画課、区役所はどこかにあるのかどうか。</p> <p>市民専門相談であれば、広聴相談課市民相談室、中ポチ各区、地域総務課など、そういうふうな書き方はどうかと思っております。</p>
事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)	<p>井口委員からご指摘のあった、「庁内各部署」には、区役所も当然入るのですが、市民の方にどう分かりやすく伝えるかというところについて、なかなか各専門の相談特化した機関も出ていますので、そこに区役所をつけるのはちょっと違和感がある部分もあるかと思われます。</p> <p>(1)の支援総合窓口の設置というところで、どこに相談来ても大丈夫であるということが書ききれていないことにより、そういった疑問が上がるのかと、今のお話を伺って感じました。</p> <p>よって総合支援窓口と市のあたりから、ご相談いただくのは市のどこでもいいということが分かるような書き方に変えたほうがいいかと思えます。</p> <p>また検討させていただきますが、例えば相談に特化している機関</p>

	<p>である「児童相談所・区役所」となると、やはりちょっと違和感がある部分があったりするので、「こっちが記載されていて、こっちが記載されていないのはいかがなものか。」という俯瞰した感覚も必要になると思います。その辺りも踏まえてご意向のほどを伺いたいと思います。身近な市の機関に相談すれば連携取れた対応が受けられるということが鮮明になるような文言を考えたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p>
高橋委員	<p>9 ページの一番上のオ)のところですが、「女性相談員が相談に応じます。」となっているのですが、例えば男性が女性に関する相談をする場合、必ず女性が相談に加わるということでしょうか。</p> <p>併せて、女性でも、例えば女性の相談員ではなく、男性の相談員を望む場合もあるかと思しますので、ここはもうちょっと柔軟な書き方でもいいかと思いました。以上です。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>他にはいかがでしょうか。</p>
大花委員	<p>8 ページ目の「犯罪等に起因する各種相談」のっこ「ア」についてです。ここでは「弁護士による法律相談をはじめとして、専門家の無料相談を行います。」ということで、これは従前から新潟市で行っている制度について記載されているものと理解しております。</p> <p>ただ、私は法律家として、市民法律相談をすることがありますけれども、例えば弁護士相談だと、市役所・区役所で行っている相談は 30 分の枠が決まっていて、30 分ごとに機械的に配転されているというかたちを取ります。</p> <p>相談場所も様々でして、ちゃんとひとつの会議室とっていただいている区もあれば、パーティションで区切っているだけのところもあります。</p> <p>こういったところで犯罪被害者の方の相談ができるとは私は到底思えません。</p> <p>枠も 30 分ということで、もう終わりそうになると職員の方が「次の方が来ます。」ということで声をかけていただいて、それは仕方がないことなのですが、法律相談を無料で平等に受けられるようにという制度なので、ただ、犯罪被害者の方にこれをやってしまうと二次的被害が起きてしまう恐れが非常に大きいと考えております。</p> <p>ですので、この他の市民相談と一緒に犯罪被害者等の方の相談を含めて考えるのは、本当は好ましくないと考えています。</p>

	<p>なので、最善の策としては法律相談料、法律相談だけではなくて、相談料について市のほうで持っていただく。犯罪被害者等の相談は、それぞれの専門家の事務所等、プライバシーと時間が取れて、ゆっくりした雰囲気でも相談できるようなところでやらなければいけません。そのために費用助成していただくのが一番だと思っています。</p> <p>ただ、なかなかそれが難しいということであれば、例えば犯罪被害者の方の相談に関しては1時間枠取る等という方法もあるでしょうし、プライバシーに配慮するという点に関しても例えば会議室を別にとっていただくなど、できるところからやっていただきたいと思いますので、ここの書きぶりという話ではないのですが、その具体的なやり方として、そのあたり、市民相談を利用するにしても犯罪被害者の方の「ニーズや悩みとかに寄り添った対応をとります。」というような一言でも書いてあげたらいいのではないかと思います。以上です。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>何か事務局からありますか。</p>
<p>事務局 (市民生活課山内主事)</p>	<p>貴重なご意見いただきましてありがとうございます。この記載について検討していくとともに、プライバシーの面など、実際のご経験からのご感想からいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>その点についても関係部署と相談をしながら対応について検討していきたいと思っております。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>ありがとうございます。相談のしやすさということですが、先ほど中曽根さんもおっしゃっていましたが、どうしても官庁の役所の窓口というのはオープンなスペースになっていますので、そういうところにせっかく勇気を振り絞ってご自分から来られた方が、周りに人がいて話が筒抜けになっている状態で、「私は犯罪被害者です。」ということがそもそも言えるかという心配もございませし、まずは別室を用意していただくという配慮から始めていただければと思います。ワンストップをうたうからには、「たらい回し」ではないかもしれませんが、誘導してあっちに行ったり、こっちに行ったりというようにぐるぐる回るというよりはずっと座ったままで、相談相手の人がかわるがわる来ていただくとか、一堂に会するというほうがよろしいのかということもやはりありますので、併せてご検討いただければと思います。</p> <p>他いかがでしょう。</p> <p>では、時間の関係もございませすので、次に9ページから10ページ</p>

	<p>に計画で記載されております、条例で申し上げますと、14 条関係、「心身に受けた被害及び影響からの回復」、こちらはいかがでしょうか。</p>
小林委員	<p>(1)のカウンセリングの費用の助成なのですけれども、この上限額 15 万円について、この金額が妥当なのか分からないのですけれども、15 万円に達するまでには何回も受けてもいいのかということと、ほかの助成について「各種手当支給します。」という文言があるのですが、いくら支給してもらえるかについて、人それぞれ、支援者によって金額は違うとは思いますが、具体的な数字や目安などがあるといいのかと思いました。以上です。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>大花先生どうぞ。</p>
大花委員	<p>私もカウンセリング費用の助成のところでは現行の市の要綱等ですと、一定の犯罪行為に限ってカウンセリング費用の助成をするということになっていきますので、その要件の部分についても明確に記載しないと、パブリックコメントを行う際に市民に対してこれで充分かどうかというと思う意味もあると思うので、要件の部分についても明記していただきたいと思います。</p> <p>またその要件について、難しいかもしれませんが、要件が被害者遺族や、重度障がいを負ったということが要件になっているので、例えば過去 1 年間で、新潟市内か新潟県内で、要件に当てはまる犯罪がどれくらいの件数あったのかというようなものも入れていただくと市民のほうで、この要件で充分なのかなど、色々な議論ができると思いますので、どこかでそういった情報も入れていただけたらと思います。</p> <p>資料編に要綱が載っていますが、そこまではなかなか一般の方は読まないかもしれませんので、要件について本文に載せるといいと思いました。以上です。</p>
事務局 (市民生活課山内主事)	<p>ご意見いただきましてありがとうございました。どれだけ具体的に書いていくかということについても、また、今後検討していく余地があるかと思っております。</p>
事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)	<p>先ほどのカウンセリング費用に関しましては、条例に記載があり、額についてはこの付属資料にあるのですが、要綱や規則で決めさせていいただいています。</p> <p>これに関しては他の事例「相場額」というと、ちょっと言葉が不適切かもしれませんが、大体どれぐらいなのかというところを判断しながら決定しており、内部的に裁決をいただいて決定しております。</p>

	<p>す。</p> <p>その他の金額は明示できるものについてはなかなかないようなところもあります。国の制度に基づくものも結構ありまして、額が変更になる部分もありますので、書ける部分・書けない部分ありますが、もう一度見直しさせていただいたうえで、なるべくそれがどれくらい自分にとって有益なのかが分かるようにというご意見だと思いますので、その部分についてはもう一度見直しさせていただきたいと思っております。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>他はいかがでしょうか。</p> <p>ひとまずよろしいでしょうか。</p> <p>では 11 ページの、条例では 15 条に規定されております「日常生活の支援及び配慮」という項目、大きな 3 番ですけれども、ここはいかがでしょうか。</p>
小林委員	<p>(3)の「子育て短期支援」のところですが、要件について、2 か月から 3 才未満のお子さんが一ヶ月に 7 日まで書いてあるのですが、延長することができるのでしょうか。</p> <p>延長できないと、どうなるのかというのが分からなかったのでお聞きします。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>そこはいかがでしょう。今、分からなければあとでも結構です。</p>
事務局 (市民生活課山内主事)	<p>確認させていただき、後ほど回答させていただきます。</p>
中曽根委員	<p>日常生活支援及び配慮のところ、既存のサービスにつなげてその支援を行うということをおそらくここに記載しているのだと思うのですが、 「ひとり親の家庭に対して」となっています。犯罪被害に遭うと怪我をされたり、それから家から出ることができなくなったりと、誰かが亡くなった場合でなくても日常的な支援が必要なケースもたくさんあると思われるわけです。</p> <p>そう考えていくと、日常生活支援について例えば、家事援助サービスとか、家事のお手伝いとか、育児のお手伝いとか、介護のお手伝いとか、それから保育園関係の送迎とか、配食サービスとか、そういうふうな被害直後に混乱した状況の中で支援を受けられるという取り組みのようなものがまた別にあるといいと思っております。そのあたりはいかがなものでしょうか。</p>
議長	<p>井口委員どうぞ。</p>

(丹羽会長)	
井口委員	<p>中曽根委員に加味させていただいて、私もこの 11 ページの 3 の「日常生活の支援及び配慮」について、具体的に記載されていますけども、これを見ると、今ほど中曽根委員が発言されたように、いわゆるひとり親家庭や児童の子育て支援に限定されているように受け取りかねないと思います。例えば、両親・子どももいる家庭で、両親が共働きで、片親が被害に遭い、入院した時などの日常生活の支援をこういったケースは受けられないと読み取れます。このような場合も、普通の家庭の誰かが被害に遭った時に、いわゆる被害当初は何をしていいかわからないような状態に、家庭生活支援の派遣などができるような施策にしてはいいがかと思います。</p> <p>例えばさいたま市の事例では、家事・介護援助費の助成など、一時保育期の、助成をやっておりますけども、予算の絡みもありますが、そういうものも考慮されてはいいがかと思います。以上です。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>ありがとうございます。私も実は同じところが気になって、お聞きしたいと思っていたのですが、もし、予算措置等が必要で今回の計画には記載できないため、とりあえず現行の制度で、すぐにでも対応できそうなところから挙げたという趣旨であれば、計画は順次積み上がっていくものですので、5 年計画で、「第 2 回目の新しい計画ではこういう項目を新たに取り上げます。」ということでもよろしいかもしれませんけども、条例で文言としては挙がっている施策なのに落ちているのではないかと、何かマイナス評価を受けたりする心配もありますので、こういう事情で今回は計画としては取り上げないけれども、準備は進めておくなど、何かしら「ちゃんと準備はしています。」というようなことは入れておいていただいたほうがいいのかという気はいたしましたがいかがでしょうか。</p>
事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)	<p>丹羽委員からおっしゃっていただいたとおり、現状あるもの、今回条例にともなって特化した制度がいくつか動いています。</p> <p>それと、特化していない制度、いわゆる要件が当てはまった方には適用できる制度、それも使えるメニューとして整理しているのが今回の第 1 弾の計画になっております。</p> <p>今、おっしゃっていただいたような、ひとり親に限らず、ニーズは高いというお話は、実はその条例をご検討いただいた議会の検討会の皆さま方からも出ていて、その中でも、予算の関係も当然ありますし、制度を動かすパワーの部分も多分にあって、ブラッシュアップした、最初にやる特化制度から動かしていただいて、その次に控えているのが今おっしゃったようなものだったり、先ほど大花委</p>

	<p>員がおっしゃっていただいた、法律相談、または弁護士費用の助成、そういったところがあるというお話はいただいております。</p> <p>なので、今後今おっしゃっていただいた部分については、まさにこの推進会議でいただいた意見として、制度の必要性に、重点事項に書きましたニーズの把握と、その部分で新しい制度の必要性について検討して進めて行こうと考えております。</p> <p>今、丹羽委員からおっしゃっていただいた「今後やります」というところまで記載できるかどうかなのですが、なかなか難しいかと思えます。確約できないものを書くということは、予算の執行ともなう行政の施策としてはよく検討しなければいけない部分がありますので、ある程度、目処が立って、もう予算がついており、もうすぐ制度として動く段階であれば書けたり、これから予算要求に入るという段階ではなかなか書けなかったりと、色々ございますので、少し検討させて下さい。お願いいたします。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>ご苦労お察し申し上げます。であれば、おそらく今年度は特にこういう事情で、重点課題で出てきたニーズも合わせるかたちで、特にこれらを取り上げたという1文でもあれば、そんなに抵抗なく読めるかという気もいたしました。</p> <p>あとまた同じようなことで申し上げておきますと、よく色々な国の計画ですとか、他の自治体の計画等を見ていると、複数の項目が同じところではなくて、あちこちで散らばっていて、再度掲載されるという意味で、「再掲・再掲」と何回も出てきてということがあります。</p> <p>今回の計画ではきれいにそれが排除されていて、どこかには挙がっているのですが、ここでは、条例の文言では入っているのだけど、あえて書いていないというふうなところはかなり気が付いたのですが、例えば今、我々が話をしています、条例の15条の日常生活支援と配慮ということで言いますと、条例の文言では家事・介護を行う者の派遣、一時保育のほかに教育を受けるために必要な支援というのが入っていたり、あと、生活支援のほかに精神的負担への配慮というのが入っていたりします。</p> <p>これは実は条例の他のところでうたわれていて、計画としてもほかの場所でちゃんと盛り込まれてはいるので、あえてここでは書いていなかったのかと理解したのですが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>ただ、これは書いておくほうが、自分たちがチェックするという意味でも、行政評価の関係などでも「忘れていませんよ。」という</p>

	<p>意味でいいのかどうなのかという点があるのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>皆さまにお配りした資料 2 を開いていただくと、「条例における位置づけ」というところが、左から三番目に記載されていますが、ここに 2 つ以上条例の記載があるものは、まさに今、丹羽委員がおっしゃっていた、重複する施策だと思います。</p> <p>複数アングルからそこまでたどり着く施策ということなのですが、今回この素案を作るにあたって悩むところではございました。</p> <p>他の計画を見ると、やはり、「再掲」になっているものもございます。ただ非常にボリュームになって、私どもが、それを研究している段階では、逆に分かりづらくなっているのではないかと感じました。</p> <p>今回なるべくコンパクトに、そして階層的にも先ほど最初に説明がありましたけれど、見やすくすることで、必要な点を見つけていただきたいと思います。</p> <p>「再掲」にするとボリュームが倍ぐらいになってしまうようなところもありまして、どこを見たらいいか分からないという感覚のほうが先に立ったので、もっとシンプルに全部一度見てもらって、ぱっと見つけてもらおうと、そっちのほうがいいのではないかとということで、この素案を作っております。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>ご説明いただきましたがいかがですか。どっちかを取るしかありませんが、確かに「再掲」を繰り返すと、かなりうるさくなってしまうことは確かですので、おそらくワンストップで対応の方がちゃんとそこを理解されていて、きちんと対応すれば問題はないところかと思えます。</p> <p>他いかがでしょうか。では、条例 15 条の日常生活支援に関してはよろしいかと思えますので、次に同じく計画素案では 11 ページの下から始まります 4 番、「安全の確保」、条例では 16 条関係になりますけれども、この点に関していかがでしょうか。</p> <p>11 ページ、計画の素案では 11 ページから始まりまして、12 ページの頭にかけて書かれております。</p> <p>中曽根委員、お願いします。</p>
<p>中曽根委員</p>	<p>確認ですが、この「住民基本台帳事務における支援措置」なのですが、DV およびストーカー行為など、「など」とついているので、いいのかとは思いますが、どうしてもやはり今まで支援した例の中でも、殺人被害の方とか、それから性犯罪・性暴力の被害者の方も、そういう住民基本台帳の支援措置をお願いすると</p>

	<p>ということがありました。</p> <p>なので、どうしても DV とかストーカーのイメージを持たれるのですが、そのあたりは各庁内これを挙げていただく時にもし、被害者の方のニーズがあるのであれば、やっていただけるということでしょうか。</p>
事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)	<p>市民生活課の施策でございますので、今おっしゃったとおり、その必要性があって、要件を満たせば DV や児童虐待といったものに限らずに、その必要性があれば対応できるということを確認しております。</p>
中曽根委員	<p>あと、私もちょっと分からないのですが、選挙権の関係でも、選挙管理委員会から、名前が分からないようにしていただくことができると聞いているのですが、その点はどのようなのでしょうか。</p>
事務局 (渡部市民生活課長)	<p>制限の内容については確認させていただいて、好ましい表記にさせていただきたいと思います。</p>
井口委員	<p>確認というかお願いなのですが、全国の事例で、支援事例等見ますと、住民基本台帳事務におけるその制限はきちっとやられているのですが、税の関係から、情報が漏れて分かったという事例が全くないわけでもないで、税関係の課のでもきちんと確認をお願いできればと思います。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>ありがとうございます。他はいかがでしょうか。</p> <p>あと、「安全の確保」に関しては、居どころが知られないようにするという情報管理が主に今回取り上げられておりますけれども、これは現行すぐにでも実施が可能だということで取り上げていただいと理解しているのですが、それでよろしいですね。</p> <p>例えば、市営住宅の目的外使用を認めて、一時保護の施設として使わせてもらうということはすぐにはできないので、条例では保護など入っていますけれども、そこはうたっていないということでもよろしいのですよね。</p> <p>では次に計画素案の 12 ページ、大きな 5 番、「居住の安定」でございます。条例では 17 条になっておりますが、この点はいかがでしょう。</p> <p>市営住宅に関しまして抽選倍率の優遇と、転居に関わった費用の助成と、転居の際の物件探しという 3 点がございます。</p>
中曽根委員	<p>犯罪被害にあわれた方が当選確率 2 倍、DV 被害にあわれた方が 3 倍という数値に根拠はあるのでしょうか。</p>

	<p>本当ならばやはり特別の配慮として、必要とあれば速やかに入居させていただきたいという希望があるのですが、そのあたりについてお聞かせ願いますでしょうか。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>ありがとうございます。先回の確か1回目でも、市営住宅のお話出たかと思うのですが、私ども担当課と話をさせていただいていますが、なかなかその目的外使用が難しいというところもございまして、今回条例をご提案いただく中で転居費の助成というところで、ご自身で選んだ転居先に行くその費用について助成しようというところがあります。</p> <p>住環境政策課のほうにも確認しているのですが、この2倍・3倍の根拠というところが、過去の事例が発生した際に内部協議をして決められたことであり、根拠については不明とのことでした。</p> <p>目的外使用につきましても、引き続きまた相談させていただきたいと思います。目的外使用を諦めて転居費用の助成に切り替えたということではございませんので、引き続き頑張っていきたいと思います。</p>
<p>議長（丹羽会長）</p>	<p>無抽選などそういった対応を取れば一番いいかと思いますが、選択肢がいくつかある中で抽選倍率を優遇していただいている状況だと思います。</p> <p>他いかがでしょうか。それでは続いて、12ページから13ページにかけての6番雇用の安定について、対応する条例では18条になりますけれども、こちらはいかがでしょうか。</p>
<p>中曽根委員</p>	<p>先ほど申し上げたこと一緒の内容となってしまいますが、日常生活の支援のところでもお話しさせていただきましたが、これを見ても既存の制度としてはひとり親家庭に関する就労の助成や自立支援となっており、基本的にはひとり親ではない犯罪被害者の方もいらっしゃる中で、就労の自立に関する給付金の助成や就業自立の支援などについて考えていただけないかなと思います。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>先ほどと同じですが、今後の政策の展開に関するご意見として、制度について考えていきたいと思いますが、ここに記載されているひとり親の就労に関する給付金の方は国の制度となっています。よって、財源の確保を含め、今後検討していく必要がありますので、お力添えをいただければと思います。</p> <p>また、(3)ひとり親家庭等の就業・自立の支援についての専門の相談員というところで、支援プログラムを作っていくということですので、犯罪被害者の方のみということになると難しいのですが、既存の制度の拡充運用など、検討はいろいろできるかと思いま</p>

	<p>すので、必要なものはなるべく早く実現できるよう努力したいと思います。</p>
議長（丹羽会長）	<p>他いかがでしょうか。</p> <p>時間も押してきましたので、次に計画素案 13 ページからの 7 番「経済的負担の軽減」ということで条例では 19 条のものですが、こちらはご覧いただきますとお分かりのとおり、16 ページの頭まで各種支援内容が記載されていますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは私からお話しさせていただきます。</p> <p>例えば 15 ページ (6) 番の (ウ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付というのがありますけれども、これは 14 ページの (2) と重複して支給を受ける可能なのでしょうか。制度を利用される方にとっては気になる場所だと思います。</p> <p>同じような問題が 16 ページ冒頭の入学準備金の貸付についても貸付ですので、重複の可否について制度を利用する方が分かるように記載してあげるとよいのかと思います。</p>
事務局 （市民生活課 山内主事）	<p>重複した利用の可否については、後ほど確認させていただきたいと思います。</p>
議長（丹羽会長）	<p>どこかで支給を受けるとその分減額されたりする例が結構ございますので、ぜひその点についてもご配慮いただきたいと思います。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>
中曽根委員	<p>確認で申し訳ございません。15 ページの (7) 就労に関する経済的支援の (イ) について、教育委員会学務課が行う貸付の制度となっていますが、これは給付型ではなく、貸付型ということで間違いないのでしょうか。</p>
事務局 （市民生活課 山内主事）	<p>貸付で間違いございません。</p>
議長（丹羽会長）	<p>他いかがでしょうか。</p> <p>あとはこの大枠の中でいうと (1) と (2) の見舞金と資金貸付について、特に見舞金ですが、国の制度との関係でやはり重複して申請ができるのかどうか、あるいは減額されたりするのかについて明記すると、使い勝手の良いものになるかと思います。</p> <p>やっぱりたくさん記載されているので、再掲、再掲となると大変なのかなと思います。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>

	<p>それでは 16 ページの 8 番市民等の理解の増進について、条例では 20 条が対応する部分ですが、ここはいかがでしょうか。</p> <p>市民全般向けと事業者向けの両方で行うということです。</p> <p>特にありませんか。では次に計画素案 16 ページから 17 ページにかけての大きな 9 番教育活動の推進について、条例では 21 条が対応する部分となります。</p> <p>ここでは学校における啓発活動として、対象が中学 3 年生となっているのは、市が所管する義務教育の最高学年が中学 3 年生だからという趣旨なのでしょうか。</p>
事務局 (市民生活課 山内主事)	<p>そういった趣旨となります。</p>
議長 (丹羽会 長)	<p>ありがとうございます。他いかがでしょうか。</p>
井口委員	<p>今ほど丹羽会長がおっしゃったところなのですが、見た方としては「中学 3 年生だけが対象なのか。」となってしまうので、考えてみたのですが、「中学 3 年生を主な対象として」という文言を「児童生徒に対してリーフレット等の配布や教材の活用」とし、ここに「及び被害者支援の専門家などの講演などにより」を追加してはいかがかと思います。</p>
議長 (丹羽会 長)	<p>ありがとうございます。他いかがでしょうか。</p> <p>では次に、素案の 17 ページ大きな 10 番人材の育成について、条例では 22 条があたりますが、ここはいかがでしょうか。</p> <p>庁内関係部署職員に対する研修の実施とのことですが、いかがですか。これは既に行われていることで、私も講師として参加したことがあります。</p> <p>ご意見ございませんでしょうか。では次に進みます。</p> <p>17 ページ大きな 11 番民間支援団体に対する支援ということで条例 23 条関係になりますが、ここはいかがですか。自助グループ活動の支援として項目が挙げられています。</p>
大花委員	<p>民間支援団体に対する支援ということですがけれども、なんとか財政支援をお願いできないかと、私は考えています。恐らく井口委員も同じように考えていると思いますけれども、市が予算をとって財政措置を取らなくても、寄附金型自動販売機の設置などで支援することはできますので、市役所が管理する公園や庁舎などたくさんあるはずなので、そういった面でも支援をお願いできればと思います。</p>

	<p>被害者支援センターは、新潟の被害者支援の主力を担っている団体なので、ぜひ協力していただきたいと思います。</p>
議長（丹羽会長）	<p>私の方も財政的支援はぜひお願いしたいと思い、募金活動の協力について記載させていただきました。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>
井口委員	<p>今ほど大花委員からありがたいお話をいただきました。私もその通り意見を記載していました。1つ紹介させていただきたいのですが、先ほどの市の施設に自販機を設置するという話がありましたが、早通のコミュニティセンターに自販機を設置させていただきました。新聞報道もしていただいたのですけれども、市と業者との契約ではなく、コミュニティセンターの指定管理者であるコミュニティ協議会と業者との契約という、市と業者の直接契約ではなく、コミュニティ協議会が中に入っています。東区のコミュニティセンターからも設置を検討するという声がありました。</p> <p>市の施設はたくさんありますので、大きな算段ができるかと考えていますので、ぜひよろしく願います。</p>
議長（丹羽会長）	<p>他いかがでしょうか。</p> <p>私から一つ質問させていただきたいのですが、条例の23条では民間の支援団体として、犯罪被害者等支援に関する情報の提供ということが一項目入っているのですが、例えば民間支援団体の方から市の方に「こういった情報が欲しい。」ということがあるのであれば、例えばどんなことが考えられるでしょうか。</p> <p>条例が新しく出来たことによって、こういった情報をいただけるとありがたいということはあるでしょうか。</p>
中曽根委員	<p>犯罪被害者支援センターが支援の始まりの方の場合、こういった福祉サービスがあるのかということや連携して支援を行うために、市の支援内容について、色々な情報を提供いただけるのかと考えています。</p>
井口委員	<p>中曽根委員の方からも発言いただきましたけど、他にも、市の相談窓口に来られて、市が民間の支援団体の支援が必要だと判断された場合、その方の情報をいただいたりなどもあるのかと考えています。現時点でも新潟市と連携が非常に取れていますので、よく市の方にもお伺いしていますし、市の施策をお伺いしたり、非常に良い関係が取れていますので、このままこの関係を続けていけたらと考えています。</p>
議長（丹羽会長）	<p>素案としては最後になります。第5進行管理と言うことで、素</p>

長)	<p>案の18ページになります。こちらに対応する条例の条文というものはなくて、あえていえば計画の管理になるのですけれども、ここはいかがでしょうか。</p> <p>進行管理に当たって、自治体によっては我々のような会議にて、第三者の意見として進行管理上、何か意見を述べさせていただくという形をとっている自治体もあるのですが、その辺はまだ未定でしょうか。</p>
事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)	<p>次年度におきましても、計画を育んでいくという点で、計画の中で拡充する制度を含めて、ニーズを把握し、そのニーズに手が届く支援制度を充実させていかなければいけない部分のご意見を引き続きいただければと考えています。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>他いかがでしょうか。では全体を通じましてその他でも結構です。何かご意見等ありますでしょうか。</p>
中曽根委員	<p>これも確認なのですが、危険運転致死傷罪以外は見舞金制度の対象外となるというのは理解しました。今回予算付けされたカウンセリング費用、転居費用、貸付金制度は交通事故被害者は対象となるのかということをもとにまず一点確認させていただきたいと思います。</p>
山内主事	<p>見舞金だけではなく、その他の助成制度についても、国の給付制度と同様の要件となっております。交通運転致死傷罪以外は対象外となっております。</p> <p>要件の拡大についても今後皆さまと相談していきたいと考えています。</p>
中曽根委員	<p>県警の方では危険運転致死傷罪以外にもカウンセリングを行っていると思うのですが、市の方のカウンセリングについては対象外という事なのでしょうか。</p>
山内主事	<p>現時点では危険運転致死傷罪以外はカウンセリング費用助成について対象外となっております。</p>
中曽根委員	<p>名古屋市の支援条例では、過失犯でも犯罪の被害者とみなして支援するという項目があるけれども、見舞金はないといった風に記載されているのですけれども、その辺りについて、私たち支援する側からも誤解してしまってしまうかもしれませんし、庁内の各部署の方も誤解してしまいう部分もあるかと思っておりますので、そのことで被害者の方へ二次被害が起きてしまうかもしれませんので、その部分を明確にさせていただけるとありがたいと思います。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>他いかがでしょうか。</p>

高橋委員	<p>書きぶりの問題について、細かくても申し訳ないのですが、新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱 33 ページ 2 条 3 号の犯罪被害者の定義について、この要綱では犯罪被害者とは「犯罪行為により死亡した者及び重傷病を負った者という」と記載されていて、この要綱を見て犯罪被害者の方は良い思いされなと思います。つまり、こういった方々以外にもご苦労されている方は多いかと思しますので、表現ぶりとか規定ぶりというのはいかがなものかと思ひます。</p> <p>恐らく新潟県の見舞金の要綱と同様となっていると思うのですが、見方によっては失礼な表現になっているのかと思ひますので、見直しをする機会があれば、私は直した方が良いのではないかと思ひます。</p>
議長（丹羽会長）	<p>同じ要項の第 2 条 1 項にて犯罪行為とは何か記載されており、併せて読むと、法律の専門家であればすぐ読み取れるのでしょうかけど、一般の方が読むと過失による行為を除くということはすぐには分からないかという思ひもあります。日常的にあふれる刑法犯の約 60%は窃盗ですので、窃盗と器物損壊で 8 割になってしまいますから、そういった被害に遭った方は対象なのかすぐには分からないのかと思ひます。</p> <p>要綱は要綱でかっちりした文章で良いのかと思ひますけれども、広報していただくときとか、申請する際の様式にどういったものがあたるのかということが一目で分かるような書きぶりをしていただくの良いのかと思ひます。例えば「今回助成制度を申請されるきっかけになった犯罪はなんですか。」という項目を設けて、その下に「こういった犯罪は支援の対象となりません。」といった記載をするなどすると分かりやすくなるのかと思ひます。</p> <p>他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。今回は非常に活発なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。それでは議事については終了させていただきます。事務局に進行をお返しします。</p>
事務局 （大森市民生活課安心・安全推進室長）	<p>丹羽会長ありがとうございました。皆さまも大変活発な議論をいただきまして、ありがとうございました。本日いただいたご意見を計画に反映させていただきまして、予定では 12 月 19 日よりパブリックコメントを実施したいと考えています。パブリックコメントにかける計画案につきましては、実施前に皆さまに送付させていただきたいと思ひます。</p> <p>時間を押している中申し訳ありません。最後にその他として新潟市犯罪被害者等支援周知啓発の実施状況について一覧表をお配りし</p>

	<p>ていますので、その点についてご説明させていただいて、情報共有させていただきたいと思います。</p>
<p>事務局 (市民生活課 小林主事)</p>	<p>本日机上に配布させていただきました「新潟市犯罪被害者等支援条例周知取組一覧」という写真入りの資料をご覧ください。</p> <p>この資料は、新潟市犯罪被害者等支援条例が制定されてから条例の周知に関して、市が実施した取り組みを記載したものです。</p> <p>まず初めにポスター・リーフレットの作成及び配布の取り組みについて紹介させていただきます。</p> <p>本条例の趣旨を一般の方に分かりやすく伝えるためのポスター及びリーフレットを作成し、にいがた被害者支援センターや新潟県警など新潟県被害者支援連絡協議会にご所属されている団体の皆さまや市内の公共施設等に送付し、掲示・設置を依頼させていただきました。</p> <p>実際に、犯罪被害にあわれて実況見分などで新潟県警を被害者の方が訪れた際に、新潟県警の方から見舞金について紹介していただき、「警察の方からこのチラシをいただいて連絡しました。」という方がいらっしゃいました。</p> <p>各団体の皆さまより、支援内容が詳細に記載されたこのリーフレットをお渡しいただくことで、ご相談いただける機会がより多くなるのではないかと考えております。</p> <p>また、今後中高生向けのリーフレットや事業者の方向けのリーフレットを作成予定です。</p> <p>続いて、広報媒体を活用した周知・啓発についてです。1 ページ目の下の段をご覧ください。</p> <p>本条例の趣旨を幅広い世代に理解していただき、自分事として捉えていただくために、様々なコンテンツを利用し、広報を行いました。</p> <p>若年層向けには、Facebook や Twitter、Instagram などのメジャーな SNS において広告配信を行いました。</p> <p>また、新潟日報メディアネットが運営している地域情報サイト「ガタチラ」で条例に関する記事を配信しました。</p> <p>2 ページをご覧ください。新聞広告や生活情報誌などの紙媒体での周知や、ラジオ出演での広報を行いました。</p> <p>なお、新潟日報が発行している情報誌「assh」では丹羽会長より「犯罪被害者等支援」についてインタビューにお答えいただいた際の記事を掲載させていただきました。</p> <p>最後に、犯罪被害者等支援に関するイベント等の開催についてご</p>

	<p>説明させていただきます。</p> <p>11月2日から11月15日の期間中、新潟県との共催で、新潟市西区内野まちづくりセンターにて、犯罪被害者支援の重要性や支援活動の紹介などが記載されたパネルの展示を行いました。</p> <p>会場の管理人の方より、多くの方が立ち止まって、パネルをご覧になっていたとお伺いしております。</p> <p>3ページをご覧ください。11月26日に新潟市産業振興センターにて開催された「福祉・介護・健康フェア 2022in 新潟」にて、犯罪被害者等支援に関する展示やリーフレット等の配布を行いました。非常に多くの方がご来場され、犯罪被害者等支援条例に関するアンケートについて、約170名の方からご回答いただくことができました。</p> <p>以上で、「新潟市犯罪被害者等支援条例周知啓発の実施状況」について説明を終わります。</p>
中曽根委員	<p>アンケートを行ったとありますが、どのような内容のアンケートを行ったのでしょうか。</p>
事務局 (市民生活課 小林主事)	<p>基本的にイベントにご来場いただいた方は犯罪被害について耳なじみのない方々だと思われましたので、「どのような支援が必要だと思いますか。」といった趣旨の質問ではなく、「新潟市犯罪被害者等支援条例について知っていますか。」、「どのような広報を行うことで、犯罪被害者等支援について身近に感じていただけたと思いますか。」といった内容のアンケートを行いました。</p>
事務局 (大森市民生活 課安心・安全推 進室長)	<p>補足させていただきますと、アンケートといいながらアンケートを回答していただいた方をフォローしながら、犯罪被害者等支援について興味を持っていただくというワンクッションも行いました。併せて3月末には委託事業の中で、WEBで同様の条例の認知度について行う予定です。今回のアンケートは、そのアンケートの追加にもなるかと思えます。</p> <p>他にはありますか。大丈夫でしょうか。</p> <p>今後とも支援条例並びに支援施策の周知啓発に努めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で会議を終了します。</p>